

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

高浜市長

印

納 付 (納 入) 通 知 書

あなたは、次の滞納市税等について、**第二次納税義務**を負うこととなりました
納税保証義務を負うこととなりました
 ので、納付(納入)の期限までに納付(納入)してください。

納税者 特別徴収 義 務 者	住所(所在地)						氏名(名称)		
滞 納 市 税 等	年度	税目	期別	納期限	税額	督 促 手数料	延 滞 金	滞納処分費	摘要
					円	円	法律による 金額	法律による 金額	
							法律による 金額	法律による 金額	
							法律による 金額	法律による 金額	
							法律による 金額	法律による 金額	
							法律による 金額	法律による 金額	
上記滞納市税等について、あ なたが納付(納入)すべき金額				円					
納 付 (納 入) 期 限				年 月 日					
納 付 (納 入) 場 所									
第二次納税業務(保証義務)を 負う根拠となる法律の規定				地方税法第 条()					

注

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。なお、次いづれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。